

健康保険の給付一覧表（時効は2年）

給付の種類	給付内容及び内容	給付額	手続き及び添付書類	
保険証で治療を受けるとき	療養の給付 訪問看護療養費	医療機関に被保険者証を提示して受診する。（高齢受給者は高齢受給者証を合わせて提示する）	被保険者 7割給付 被扶養者 7割給付 義務教育就学前の被扶養者 8割給付	医療機関の窓口にて被保険者証を提示する。
		被保険者・被扶養者 3割自己負担	高齢受給者 (注)8割又は7割給付	
		義務教育就学前の被扶養者 2割自己負担	※入院の場合は入院時食事療養の自己負担として1食につき260円を負担する。	
		高齢受給者 (注)2割又は3割自己負担		
	高額療養費	それぞれの自己負担分について、別表①の区分に応じた金額を控除した金額	全 額	自動払いのため手続きは必要ない。
一部負担還元金 合算高額療養費付加金 家族療養費付加金	それぞれの自己負担分について、1ヵ月、1レセプトにつき別表②の区分に応じた金額を控除した金額	高額療養費の給付額を控除した残額		
柔整師に係る療養費	協定している柔整師に被保険者証を提示して施療を受ける	被保険者 7割給付 被扶養者 7割給付	柔整師の窓口にて被保険者証を提示し、各自の署名で請求を委任する。	
	被保険者・被扶養者 3割自己負担	義務教育就学前の被扶養者 8割給付		
	義務教育就学前の被扶養者 2割自己負担			
	高齢受給者 (注)2割又は3割自己負担	高齢受給者 (注)8割又は7割給付		
立替払いをしたとき	※ 療養費	やむを得ない場合の治療費、療養の給付を受けることが困難な場合の治療費、特殊治療（マッサージ、はり、灸、生血、コルセット等）	被保険者 7割給付 被扶養者 7割給付	療養費支給申請書に領収書と診療明細書（特殊治療の場合は医師の同意書）を添付して提出する。
		療養の給付に換算した額	義務教育就学前の被扶養者 8割給付	
		特殊治療については都道府県の定めた基準額の範囲内	高齢受給者 (注)8割又は7割給付	
	※ 移送費	入院、転医などで歩行ができない場合の移送費、順当な移送方法の実費で一定基準内の全額	被保険者 } 基準内金額の全額 被扶養者 }	移送費請求書に領収書（医師証明書）を添付して提出する。
	高額療養費	保険証で治療を受けるときと同じ	全 額	高額療養費支給申請書を提出する。
一部負担還元金 合算高額療養費付加金 家族療養費付加金	それぞれの自己負担分について、1ヵ月、1レセプトにつき別表②の区分に応じた金額を控除した金額	高額療養費の給付額を控除した残額	自動払いのため手続きは必要ない。	
病気で休んだとき	傷病手当金 （被保険者） （任意継続被保険者は除く）	療養のため労務不能となり、欠勤し、給料の支給がない場合 欠勤の4日目から支給される。 支給期間→1年6ヵ月間	直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30の3分の2	傷病手当金請求書に医師、事業主の証明を受けて提出する。

(注)「一般」の高齢受給者の一部負担金は原則、2割(8割給付)。ただし、特例措置対象被保険者等(昭和19年4月1日以前生まれ)に該当する場合は1割(9割給付)。 ※は任意継続被保険者の場合、自ら行う手続き

別表①

区 分		自己負担限度額（高額療養費算定基礎額）	
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	
イ	標準報酬月額 53万円以上79万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	
ウ	標準報酬月額 28万円以上50万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
オ	低所得者	35,400円	
高齢受給者		外来(個人ごと)	世帯単位(入院を含む)
	現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
	一 般	12,000円	44,400円

※ 高齢受給者のうち、現役並み所得者の入院の場合、(診療費 - 267,000円) × 1%を基礎控除に加算する。

健康保険の給付一覧表（時効は2年）

給付の種類	給付内容及び内容	給付額	手続き及び添付書類	
お産をしたとき	※ 被保険者 出産育児一時金	被保険者の妊娠4ヵ月以上の出産に支給される。 (生産、死産の区別なく)	420,000円 <small>※産科医療補償制度未加入医療機関等での出産又は22週未満出産の場合 404,000円</small>	直接支払制度利用の場合は、出産育児一時金請求書(医師等の証明不要)を、受取代理制度利用の場合は、受取代理申請書を提出する。
	※ 家族出産育児一時金	認定されている被扶養者の妊娠4ヵ月以上の出産に支給される。 (生産、死産の区別なく)	420,000円 <small>※産科医療補償制度未加入医療機関等での出産又は22週未満出産の場合 404,000円</small>	どちらも利用しない場合は、出産育児一時金請求書に合意文書、出産費用の領収・明細書を添付して提出する。
	※ 被保険者出産 育児一時金付加金	被保険者出産育児一時金の支給を受ける者に対して支給される。	6,000円	出産育児一時金付加金請求書(一時金請求書と同じ用紙)を提出する。(直接支払制度利用の場合医師等の証明は不要)
	※ 家族出産 育児一時金付加金	家族出産育児一時金の支給を受ける者に対して支給される。	6,000円	
	※ 出産手当金(被保険者) (任意継続被保険者は除く)	出産予定日以前42日間(出産予定日後に出産した場合も当該期間支給する)、出産後56日間出産のため休職し、その間給料の支給がない場合支給される。	直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30の3分の2	出産手当金請求書に医師、事業主の証明を受けて提出する。
死亡したとき	※ 被保険者埋葬料	被保険者が死亡した場合で、同居する家族が葬儀を行った場合支給される。	50,000円	埋葬料請求書に事業主の証明を受けて提出する。 <small>※被扶養者以外の家族が請求者の場合、別に追加書類が必要</small>
	※ 被保険者埋葬費	被保険者が死亡した場合で、同居する家族以外が葬儀を行った場合支給される。	実費 上限 50,000円	埋葬料請求書に費用明細、受領書を添付して提出する。
	※ 家族埋葬料	認定されている家族が死亡した場合支給される。	50,000円	埋葬料請求書に事業主の証明を受けて提出する。
	※ 被保険者埋葬料付加金	被保険者埋葬料の支給を受ける者に対して支給される。	20,000円	埋葬料請求書と合わせて提出する。
	※ 家族埋葬料付加金	家族埋葬料の支給を受ける者に対して支給される。	10,000円	同上
退職したとき	※ 任意継続	被保険者期間が継続して2ヵ月以上ある人が退職した場合、引き続き2年以内で健康保険に加入することができる。 保険料は全額自己負担	被保険者、被扶養者とも資格取得時と同様	任意継続被保険者資格取得申請書、被扶養者(変更)届を20日以内に健康保険組合に提出する。

※は任意継続被保険者の場合、自らの行う手続き

別表②

一部負担還元金等の基礎控除額		
※基礎控除後の金額の100円未満は切捨て		
区分	基礎控除額	
被保険者・被扶養者 (高齢受給者除く)	ア (別表①参照)	70,000円+(総医療費-842,000円)×1%
	イ (")	53,000円+(総医療費-558,000円)×1%
	ウ (")	35,000円+(総医療費-267,000円)×1%
	エ (")	35,000円
	オ (")	35,000円
高齢受給者(被保険者・被扶養者)	35,000円	

※ 高齢受給者のうち、現役並み所得者の入院の場合、(診療費-267,000円)×1%を基礎控除に加算する。